安保法制違憲愛知訴訟・名古屋地裁不当判決に対する声明

2023 年 3 月 24 日

安保法制違憲愛知訴訟弁護団
安保法制違憲訴訟の会あいち原告団

1　本日、名古屋地方裁判所民事第 4 部（岩井直幸裁判長）は、安保法制が日本国憲法に違反し、原告らの平和的生存権、人格権が侵害されたとして、国に対して損害賠償を求めた安保法制違憲国家賠償請求事件において、原告らの訴えを退ける判決を言い渡した。

裁判所は、平和的生存権について、「憲法前文、9 条及び 13 条を併せて考慮しても、『平和』の内容を一義的に確定する事は困難であるから、具体的権利として保障されているとは認められない。」として、極めて薄弱な理由で否定した。

また原告らが主張した、人格権侵害、平穏生活権侵害についても「原告らは、新安保法制制定後の国際情勢の下では、戦争に突入する危険が如実に高まり、多くの国民・市民は、具体的な生命、身体及び精神的人格権侵害が現実化しているとしている。」とした上で、この主張に対し「我が国においても、近時、戦争やテロ攻撃などの脅威が増していることを多くの者が感じているであろうことは、容易に推認できる」と述べつつも、「これをもって直ちに本件各行為によって原告らの生命・身体の安全が侵害される具体的危険性が高まっているとはいえない。」として、人格権侵害や生活平穏権の侵害があることを否定した。

さらに、裁判所は、原告らが憲法の番人である裁判所の重要な役割として掲げた違憲立法審査権については、争点にすら挙げることなく理由中で一言も触れることさえしなかった。

この点は、これまでの全国各地の同種訴訟において、違憲判断を回避する理由として、例えば「立法行為等の違法性を認識したこと自体による精神的苦痛は、付随的違憲審査制を採用したことに伴う内在的制約として、国賠法上保護された権利又は法的利益にあたるということはできない」など、例外なく一定の「言い訳」をしていたことと比べても、極めて特異な判決といわなければならない。

原告らは、悲惨な戦争を直接体験したり、そうでなくとも、戦争により親や兄姉姉妹を失い、あるいは親世代の悲惨な戦争体験を聞かされたり、平和運動に従事し、宗教者として平和を願い、戦争による障害者への迫害を恐れるなどなど、その様々な立場において、安保法制の強行により、決して抽象的ではなく、極めて具体的な精神的苦痛が発生していることは明らかである。

そして、裁判所も、「我が国においても、近時、戦争やテロ攻撃などの脅威が増していることを多くの者が感じているであろうことは、容易に推認できる」としているのであるから、安保法制の強行及びその後の具体化として日米共同訓練や米艦防護の実態が進行している中で、原告らに具体的かつ多大な精神的苦痛が生じている以上、裁判所は、違憲判

断をすべきであった。

２　また、裁判所は「戦争被害の危険はいまだ抽象的なものにとどまるといわざるを得ない。」「多数決原理を基礎とする代表民主制を採用する我が国において、国民各人の政治的信条や信念と異なる立法がされる場合があることも不可避なことであり、各人の信条、信念、世界観などにより鋭く意見が対立することも避けがたい」から「自らの政治的信条や信念に反する立法等がなされたこと自体による精神的苦痛は、法的見地からは社会的に受忍すべきものと解さざるを得ない」「原告らが主張する精神的苦痛は、本件各行為によって一般に広く生じ得る抽象的な不安にとどまる」ので、「法的保護に値する被侵害利益と認める事は出来ない」として、本件訴訟があたかも「単なる政治的意見の対立から文句を付けている」に過ぎないという驚くべき判断をしめした。

このような裁判所の判断では、実際に戦争が始まり国民が巻き込まれてからでないと司法審査ができないと言っているに等しく、裁判所の職責放棄も甚だしいというべきである。

そもそも、安保法制は、一見して明白に憲法に違反しているにもかかわらず、大多数の国民の反対世論も無視し、国会における十分な審議もなされないまま、強行採決により制定されたものである。本訴訟では、憲法を無視して「数」の力で物事を決め暴走する立法、行政に対して、「憲法の番人」「人権保障の最後の砦」である裁判所が憲法に照らしてその行為が合憲なのか違憲なのかを判断するという司法の存在意義と役割が問われていたのであり、決して単なる多数決による政治的対立などという問題ではないのである。

そうであるにもかかわらず、裁判所は憲法判断を回避してその役割を果たさなかったばかりか、自らの違憲判断の職責を放棄しておきながら、原告らに対してあたかも「単なる意見の対立を裁判所に持ち込むな」と言わんばかりの否定的判断を示すことは不合理極まりないというべきである。このような裁判所の消極的な態度に対して、強く非難するとともに断固として抗議する。

３　特に 2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略という事態が生じた以後、岸田内閣は「武力による平和」を口実に、安保３文書の改訂、防衛予算の倍化、敵基地攻撃能力の保持など、これまでの政府の専守防衛の政策すらもかなぐり捨て、憲法 9 条を無力化させようとする政策の急転回が強行されつつあり、集団的自衛権の行使として敵基地攻撃がなされるという安保法制発動の危険性が急激に高まる中で、安保法制の違憲性についての判断を回避した事は、裁判所に、戦争への危険な道に歯止めを掛けて欲しいという国民の切実な願いを裏切るものと言わざるを得ない。

４　私達はこのような名古屋地裁判決に対して心からの強い怒りを表明するとともに、立憲主義及び民主主義を守るために、今後も総力をあげて戦い抜く決意を表明するものである。

以上